

# ご署名のお願い ～ 日本にいるアフガニスタン難民 を助けてください！ ～

(連絡先)

東京都新宿区揚場町2番16号第2東文堂ビル3階さつき法律事務所  
アフガニスタン難民弁護団代表 弁護士 大貫 憲 介  
電話03(5261)8291 ファックス03(5261)8303

## 第1 本件の概要

日本の法務省(東京入国管理局)は、2001年10月3日、アフガニスタン人9名を、「不法入国」を理由として突然、摘発・収容しました。かれらはアフガニスタン少数民族(ハザラ族など)に属する人たちであり、タリバンによって家族を殺されたり、自ら拷問を受けたりしたために、命からがら日本に逃げてきて、入国管理局に対して、難民として認めてもらうよう申請していた人たちだったのです。

その後の調査により、今回の異常な収容は、9月11日の「同時多発テロ」を受けての「テロ」摘発目的のものであった可能性が極めて高いことが分かりました。入管は、タリバンから逃れてきた人を、タリバンの仲間と誤解して摘発してしまったのです。

この入管の暴挙に対して、急遽、アフガニスタン難民申請者のための弁護団が結成され、東京地方裁判所に対し収容の執行停止を求めました。すると、判断した裁判官の違いによって、民事第3部にかかった5名については収容の執行停止が認められ、民事第2部で審議された4名については収容執行停止が認められないという、全く相反する決定が出されました。

当弁護団は収容継続を認めた民事第2部の決定に対して、一方、法務省は収容停止を命じた民事第3部の決定に対し、それぞれ不服申立をしました。

これに対して東京高裁は、民事第2部の決定を維持し、民事第3部の決定を覆してしまいました。そのため、一旦身柄を解放された5名も再び収容されてしまいました。

同時に、法務大臣は、アフガニスタンの事情をまったく知らない担当者によるずさんな認定手続によって、かれらを資格外就労目的の密航者であると決めつけ、全員難民として認定せず、未だ混乱と内戦の最中にあるアフガニスタンを送還先とする退去強制令書を発布してしまいました。その一方で、法務大臣は「アフガニスタンの国情が落ち着くまで送還を見送り、本邦での収容を続ける」と述べています。今後、いつまで彼らを収容し続けるのかは分かりません。

さらに、アフガニスタンからやって来て身柄を拘束されている難民は、上記9名以外にも多数存在することが分かっています。

## 第2 皆様のご理解とご協力を！！

収容者の中には、歩けなくなる程衰弱してしまった人、理不尽な収容に耐えかねて自殺未遂を図った人もいます。

タリバンによる迫害を恐れ必死の思いで日本にたどり着き庇護を求めた人たちに対して、日本政府は、庇護ではなく新たな迫害(収容)を与えているのです。

この、非人道的な日本政府の対応は、50年も前に批准した難民条約をことごとく無視するものであって、到底許されるものではありません。

そこで私たちは、首相と法務大臣に対して、以下のとおり要請します。

内閣総理大臣 小泉純一郎 様  
法務大臣 森山真弓 様

## 要 請

### 1 日本に庇護を求めたアフガニスタン難民の収容を解いて下さい。

法務省は、収容されているアフガニスタン人難民申請者に在留特別許可を与えるか、もしくは仮放免を許可することで、即刻、その身柄を解放してください。

### 2 彼らを難民として認定して下さい。

法務大臣は、アフガニスタンからの難民申請者の言い分に対して、中立な心で慎重に耳を傾けてください。難民条約を批准し、アフガニスタン支援を約束した国として、国際人権規範にのっとった人道的観点から、難民認定をしてください。

### 3 難民制度について抜本的な見直し・改革を進めてください。

日本の難民制度は、入国管理のための出入国管理法と一つの法となっているため、60日ルールなど以前から指摘されている重大な問題以外にも、迫害に傷ついた人をさらに過酷に扱い収容するという非人道的な、様々な問題が存在することが明らかになりました。これを機に、制度自体を抜本的に改革してください。

以上、要請します。以下署名者

氏 名	住 所

第1次締め切り日：2002年2月末日まで

署名送付先：

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18-24 難キ連事務局気付  
在日アフガニスタン難民支援 署名集約係 宛 電話：03 3207-7801